

令和元年度第1回石狩市情報公開・個人情報保護審査会議事録

日 時 令和元年6月12日(水)午後6時15分～7時30分

場 所 石狩市役所3階 庁議室

出席者

[委 員] 向田 直範 会長
矢吹 徹雄 副会長
植松 美由紀 委員
村上 岑子 委員
斯波 悦久 委員

[事務局] 総務部長 及川 浩史
同部情報政策課長 森本 栄樹
同課文書・統計担当 主査 作田 洋二
同課文書・統計担当 主任 泉 亮子

[諮問課] 保健福祉部子ども家庭課
課長 櫛引 勝己、主査 江畠 紀和
企画経済部商工労働観光課
課長 椿原 功、主幹 吉田 学

傍聴者 1名

議 題

【諮問】

- 1 平成31年度「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金」事業実施に伴う児童扶養手当データの利用及び提供について
(保健福祉部子ども家庭課)
- 2 令和元年度プレミアム付商品券発行事務に伴う市民税課税データの利用及び提供について
(財政部税務課・企画経済部商工労働観光課)

【報告】

平成30年度石狩市情報公開・個人情報保護制度実施状況報告

○第1回石狩市情報公開・個人情報保護審査会開会

【森本課長】それでは令和元年度 第1回情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。はじめに、向田会長からご挨拶をお願いします。

【向田会長】引き続き石狩市情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。「令和」とはなかなか言いにくいけれど、第1回の審査会ということです。よろしく願いいたします。では事務局から、議題等についての説明をお願いいたします。

【事務局】はい。本日の議題につきましては、諮問案件が2件と、報告事項が1件となっております。諮問案件につきましては2件ございまして、両方とも10月の消費税が増税されるということに伴う経済対策の一環ということです。それぞれ他の所管のデータを使うということで、議題にも書いておりますように、 と ということ審議をいただきたいと思います。

報告事項につきましては、例年通り平成30年度の情報公開と個人情報保護制度の実施状況につきまして、報告させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【向田会長】はい、それでは諮問を受けたいと思います。

【及川部長】それでは、私から諮問させていただきます。

石狩市情報公開・個人情報保護審査会会長 向田直範様。平成31年度未婚の児童扶養手当受給者に対する、臨時特別給付金利用実施に伴う児童扶養手当データの利用及び提供について、これがまず1点です。本給付事業の実施に当たり、給付対象者を抽出するためには児童扶養手当データの利用が必要であり、児童扶養手当データの目的外利用及び提供に関して、石狩市個人情報保護条例の規定に基づき、貴審査会に諮問いたします。

もう1点ございます。令和元年度プレミアム付商品券発行事務に伴う、市民税課税データの利用及び提供について。本給付事業の実施に当たり給付対象者を抽出するために、市民税課税データの利用が必要であるため、課税データの目的外利用及び提供に関し、石狩市個人情報保護条例の規定に基づき、貴審査会に諮問いたします。

石狩市長 田岡克介代理でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【向田会長】それでは事務局から、本日の諮問内容、資料についての説明をお願いいたします。

【森本課長】では私の方から資料の確認をいたしたいと思います。まず会議次第がございまして、先程向田会長にお渡ししました諮問書のコピーを2つお配りしているところでございます。その他本日の諮問案件の児童扶養手当に関する資料とプレミアム商品券に関する資料が、それぞれあるかと思います。あと最後に報告案件の情報公開・個人情報保護制度の実施状況ということで、3枚ものの資料が付いているかと思います。皆さん、資料は過不足なく揃っておりますでしょうか。よろしいでしょうか。

【向田会長】はい。それでは、諮問1の所管課よりご説明をお願いいたします。

【櫛引課長】こんばんは。子ども家庭課長の櫛引と申します。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。私から今回諮問した、平成31年度 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金事業実施に伴う、児童扶養手当データの利用及び提供について、ご説明いたします。

本給付金につきましては、平成31年度税制改正大綱策定に向けた、昨年12月の与党政調会長間の合意において、2019年10月から消費税率が引き上げとなる環境の中、子どもの貧困に対応するため、一人親に対し、住民税非課税の適用拡大の措置を講じつつ、更なる税制上の対応の可否等について、2020年度税制改正大綱において検討し、結論を得るとされたことを踏まえ、臨時・特別の措置として、児童扶養手当の受給者の内、未婚の一人親に対して、2019年度において17,500円の支給を児童扶養手当に上乗せするかたちで行うこととされこれを受け、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金の支給事業を実施することとしたものであります。本給付金の支給対象者は、令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父、又は母であること。基準日である、令和元年10月31日において、これまでに法律婚をしたことがない者で、同日において事実婚をしていない者、又は事実婚の相手方の生死が明らかでない者に限ること。この2つの要件全てに該当する者であります。

本給付金の支給に当たりましては、児童扶養手当の現況届提出の際に、支給対象者が申請を行うことを原則としますが、支給対象者の申請漏れを防ぐために、予め支給対象者リストを作成した上で、支給対象となる方に対して事前に文書を送付し、児童扶養手当の現況届提出時に、直接窓口で申請書に記載していただくことが、効率的かつ申請者への利便性に効果的であると考えております。

このようなことから、本給付金の支給事務の実施に当たり、給付対象者を

抽出するためには、児童扶養手当データの利用が必要であり、是非とも児童扶養手当データの利用及び提供について、本審査会に認めていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

【向田会長】はい。ありがとうございました。諮問書にありますように、児童扶養手当データの目的外利用ということです。何かご質問ありましたら、どうぞ自由にお願いいいたします。

【植松委員】別紙の資料が配られましたけれども、ここの No.1～8 全項目該当ということでよろしいですか。

【向田会長】はい。別紙の支給対象者の件ですね。

【植松委員】 の情報内容の欄がありますけれども、宛名番号の1番～8番の全項目が該当するということですね。

【向田会長】これ基本的には、金融機関に対する口座振込となるのですか。

【江島主査】はい。基本的には、児童扶養手当を口座振込とされているお客様がほとんどなのですけれども、その口座の振込ということを想定しております。

【矢吹副会長】これは児童扶養手当を受けている人で、要件を満たす人が申請をしたら、支給するということですよ。それでその申請をする際に、本当の児童扶養手当とは別な口座に入れてくださいというのは可能ですか。

【江島主査】それも可能となっております。

【矢吹副会長】それからもう一度、先程の質問の中から続きということですが、宛名番号というのは、どういうものですか。

【江島主査】こちらは石狩市の住基データベースの、それぞれ異なった番号が市の方に登録されているのですが、そちらの番号になっておりまして、児童扶養手当のシステムもそちらの市民のデータに問題なく取り込むために、市民固有で付けられています。個人番号を利用して、児童扶養手当システムの個人を特定しているところです。

【矢吹副会長】次のこの証書番号というのは何ですか。

【江畠主査】証書番号というのは児童扶養手当の制度上での、石狩市の市民にいただいている番号でございます。これは上の宛名番号も、市民であれば付く番号となりまして、市民でありなおかつ児童扶養手当の受給者という方に付いている番号、ということになります。

【斯波委員】この全体像がちょっと見えないのですけれども、この の児童扶養手当情報というのは１～８までありますけれども、それ以外にも情報があるのですか。その中の、この１～８の部分だけを欲しいということを言っているのですか。ちょっとそのへんのところが見えないのですけれども。

【江畠主査】こちらは児童扶養手当のシステムで、通常画面と照会する際に見えてくる情報になります。なのでこちらが個人を特定する情報でもあり、そして口座への振込もしくは何か補正が必要な場合に、連絡を差し上げる際の電話番号、そういったことで業務に必要なものとなっております、児童扶養手当は紙ベースでもっと沢山色々な情報がありまして、これは個票という形で厳重にロッカーに保存されているものですので、もっと情報としては、本来はあります。

【斯波委員】そうなのですか。その中の今回必要なのはこの１～８までという、そういう意味ですね。

【向田会長】だいたい対象となる方はどれくらいいるのですか。

【江畠主査】石狩市の想定では約７０人と見込んでいます。

【村上委員】支給対象者のところを見ていった場合、児童扶養手当を受けている人と、それから以前に法律婚をしたことがない人、というようなことが１つの表現になっていますよね。それは例えば申請をした時に、その人がそうであるかどうかは見極めるというか、本人の言っていることと実際どうなのか、というようなことは、どのようになるのでしょうか。

これは分かりにくいし、こういうデータはあるのかないのかと思っていたのですけれど。

【江畠主査】まずこちらの別紙の情報内容の、これは６番になるのですけれども、一

一般的に離婚して児童扶養手当を受けるようになった一人親の方については「離婚」というような一人親になる原因の事由が記載されている。

そこで、2番目の「未婚」という方が基本的には該当になってきます。ただ、「離婚」と付いている場合には、1度ご結婚されている、もしくは事実婚を解消されている。結婚され、法律婚でなくても事実婚を解消されている場合には、離婚という風になります。

そういったことで、まずはこの未婚の方がターゲットということになるのですけれども、申請の際に皆さん必ず戸籍謄本、それを添付していただく。これは全国的に統一されています。戸籍謄本の中で沢山戸籍の異動されている方は、必ずしもその戸籍謄本に全てが載っているわけではない、ということも想定されていますので、申請書の下欄をちょっと見ていただければ宣誓同意事項というのがございまして、そちらに「私は〇〇したことがない。」という事項が含まれております。

こちらの申請書の表面に書いています。窓口ではもちろん確認はするのですけれども、そちらの宣誓・同意の上で、戸籍謄本の最新のものを付けていただければ、それをもって確認という風にして差し支えないということが国からも示されているところでございます。

【村上委員】一応ご本人へのチェックはするということですか。

【江島主査】その通りです。私共もまず独自にチェックをした状態で、その方々から申請を受ける際にも、窓口でチェックをさせていただくと、ダブルのチェックが働くようになっております。

【村上委員】こんなデータはどこかで調べているのかとか、あるのかと思いました。全国的にこういうことは決まっているのですね。

【斯波委員】単純な質問なのですが、この申請書自体で受取方法が、口座の名称等を書くようになっています。ですから最終的には、これで確認をするということになるのでしょうかけれども、この1～8の中で振込口座を7番で書くようになっていますけれども、これは必要なことなのですか。

【江島主査】こちらにつきましてはまず、児童扶養手当の口座と同じという方につきましては、そのところにチェックをしていただくというか、そこを選んでいただくだけで終わりです。ただしそれではない口座に、ご自身が別の口座にされたい場合は、裏面に記載されている通りです。その口座の金融機関で

すとか、支店名、口座番号が分かる、キャッシュカードですとか、直接、そのようなものを提示していただいた上で指定していただくというような状態になっております。

【向田会長】しかし事務作業大変ですね。

【村上委員】こういうこと初めてですね。この同意書を出したというような結果は、残るのですか。

【江畠主査】その通りです、はい。

【村上委員】個人情報として残るのですね。

【向田会長】その他、何かご質問はございますか。特にないようでしたら、この個人情報、児童扶養手当データの目的外利用と提供について認めたいと思いますが、よろしいでしょうか。はい、そういうことで。

【向田会長】それでは続きまして、諮問2の方です。「プレミアム付商品券発行事務に伴う、市民税課税データの利用と提供について」所管課からご説明をお願いいたします。

【椿原課長】こんばんは。企画経済部商工労働観光課プレミアム付商品券担当課長の椿原です。本日は当課の主幹の吉田と共にご説明させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

最初に、先程の諮問書にもありました通り、このプレミアム付商品券の発行事業の目的なのですけれども、こちらは消費税、地方消費税の10%への引き上げが、低所得者、子育て世帯の0歳～3歳未満のお子さんですけれども、消費に与える影響を緩和すると共に、地域における消費を喚起・下支えすることを目的に実施するものでございます。

資料の「プレミアム付商品券とは」と書かれている、挿絵の入った資料を見ていただくとイメージが付きやすいと思いますので、まずそちらをご覧ください。

購入対象者は平成31年度の住民税が課税されていない方と、平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれたお子様がいらっしゃる世帯の世帯主となっております。購入限度額はどちらの場合も、1人当たり大体25,000円の商品券を、20,000円で購入することができまして、

資料下段の「例えば」というところを見ていただきたいのですが、例のとおり夫婦 2 人、子ども 2 人、全員が非課税の場合は、非課税者 4 人と子ども 2 人という計算になりまして、合わせて 6 人分の商品券が購入できるものでございます。

また夫婦 2 人が課税者でも、対象児童が 2 人いる場合は、2 人分の商品券を購入することができ、当然のことながら夫婦 2 人が非課税の高齢者の世帯については、2 人分の商品券が購入できるというような仕組みになっております。

詳細な規定につきましては、国が示した実施要領をベースに作成しました。お手元の資料の「石狩市プレミアム付商品券事業実施要領」のとおりでありまして、例えば生活保護法の被保護者等の、他の法律による支援の支給を受けている方は、商品券の購入対象外という取扱いとなっております。

次に事務の流れについてなのですが、諮問書にもありました通り、予め市民税課税データを用いさせていただきまして、所得要件や扶養状況等の情報から判断した、給付対象者リストを作成し、その後給付対象者と考えられる方々へ申請書を送付することによって、相当正確に申請可能な対象者を絞り込んで案内することができると考えております。これにより、確実な本事業の案内が可能となって、事務的にも相当効率的に手続を進めることができまして、円滑な事業実施が可能になると考えているところです。

なお送付した申請書は、お手元の交付申請書の様式が、今日追加資料でお渡ししているのですが、この様式例の部分のとおり非課税者であることの、本人、制約ですとか、購入対象者かどうかを審査するための税情報等の確認について、本人同意を得る記入欄を設けまして、これにより申請後の審査事務についても適切に実施できるようにしているところです。

次に、本事業の運用イメージと安全対策についてご説明いたします。お手元の「石狩市プレミアム付商品券発行業務運用イメージ図」を見ていただきたいと思います。横板の図みたいな資料をご覧ください。本事業では、市役所本庁舎の電算室にある住民税システムサーバーで管理されている、課税データを用いるもので、今後調達の予定である業務サーバーを、同じ電算室内に設置して、情報管理しようと考えているところでございます。このことにより厳重な入退室管理がなされた、区画での情報管理が可能となり、高いセキュリティが維持できるものと考えております。

サーバー間のやり取りにつきましては、LAN 回線経由、もしくは USB メモリ等で行うことを想定しております。また 3 階会議室には、申請書の受付窓口とコールセンターの設置を考えておりまして、これについても入退室管理の実施ですとか、退出時にはノートパソコンを施錠することができるロッカ

ーに収納するとか、部屋の施錠管理をすることとしております。

次に、お手元の「個人情報保護にかかる安全対策」という横版の資料をご覧ください。個人情報の管理につきましては、石狩市情報セキュリティポリシーや、石狩市電子計算業務管理運営規定に従うこととしておりまして、先程ご説明した通り、施錠管理することができる区画での運用を行うとともに、利用する業務システムの、個人毎の ID やパスワードを設定して、アクセス権限についても、個人毎の業務の内容に応じて、適切に管理していきたい、という風に考えております。また、委託契約では、秘密保持について、約款に定めるとともに人的な対策として、情報セキュリティ教育の実施等も行っており、行って参りたいと考えております。

なお、市民税課税データを用いた申請書の送付時においては、大量の申請書印刷と、封筒への封入・封かん作業があるため、この業務を庁舎側にアウトソーシングをする予定でございます。その際は、USB メモリ等の媒体に記録されたデータを暗号化することや、施錠管理をしたトランク等による媒体の運搬、委託先の作業場所においてはセキュリティレベルの高い区画での作業をする等の対策を行うようにしたいと考えているところでございます。ひとまず私からの説明は以上でございます。

【向田会長】はい、ありがとうございます。何か質問ございましたら、どうぞご自由に。

【向田会長】プレミアム商品券を購入できますというのは、予め教えるのですか。

【椿原課長】はい。該当者に今回、この所得データを使わせていただいて、非課税者をまず抽出して、その対象者と思われる方にプレミアム商品券の申請書と案内文書を同封して送付させていただいて、買うことができます、ということでまずは申請していただくと。

【向田会長】これが申請書なのですね。

【椿原課長】はい、申請書です。実際戻ってきて審査した時に、異動が起こっていたりする場合や色々状況が変わっている方もいるかもしれないので、それを見てまた審査します。審査をして、その申請した内容が OK であれば今度は引換券をこちらから送付いたします。その引換券を持って今度買いに行く、というような流れになります。

【向田会長】この商品券は石狩市で使えるのですか。

【椿原課長】石狩市エリア内のみで使えるということで、今店舗につきましては実行委員会が商工会議所の方で立ち上がっていきまして、そこで取扱える店舗の募集をしているところでございます。今開始したばかりのような状況です。

【向田会長】石狩市にあっても、全国チェーンがありますよね、そういう所も対象になるのですね。

【椿原課長】石狩市内に事業所、お店があって、今回申請していただければ取り扱えるようにはなります。

【村上委員】プレミアム商品券というのは、各市町村どこでもやるのですか。

【椿原課長】全自治体で行うことになります。

【村上委員】25,000円が20,000円、それも決まりですか。

【椿原課長】決まりですね。国の要請によって実施するという事業です。

【村上委員】前にもプレミアム商品券というものがあったように思います。それは申請したらもらえるのであって、申請しない人はもらえないのでしょうか。もらわなくてよいわけですね。

【椿原課長】前はこういった年齢制限ですとか、所得制限がなかったのです。それで1人何セットまで買えますというような形でやって、売れ残ったので2次募集をして、また買ってくださいという形で何とか売り切ったという事業になります。

なので、前はもっと広範な形で実施している事業なのですが、今回は、低所得者と子育て世帯ということで限定がかかっているのです、ちょっと条件的に面倒になっているのです。

【村上委員】それでお知らせをしたいけれども、申請するというような部分についてはどうするか、と。何割程度なのですか、予測は。

【椿原課長】最大ですと件数的には非課税世帯が最大で10,000件、子育て世帯が最大2,000人。どちらも単位は「人」という形で、合計12,000人ですから、例えば1人25,000円で考えると、全部で3億円です。そのうちの20%がプレミアム、要するに割引の部分になるので、6,000万になります。ただそれは全員申請した場合です。申請率はちょっと想像がつかないのです。ご家庭のご都合とか、家計の事情とかもあるでしょうから、今回5,000円の買い物ができる束が1つの束になっていて、それを4,000円で買うことができるのですよ。で、それを5回に分けて購入ができるというのも、懐具合が厳しい方でもそういう風に小分けに購入できるようにはなっています。あと券1枚で500円の買い物ができるようになっていまして、前は1,000円だったのですが、それがまたちょっと不評だったようで、1,000円を使い切らなければならないですから、お釣りももらえないので。なので今回は500円という形で、1枚当たりの金額が下がっています。そのへんは前回の反省点かという。

【向田会長】消費税値上げに伴う不況感を消すために、商品券を与えようということですね。

【椿原課長】それで市内の経済の底上げを少しでもできないか、というような趣旨の事業になると思います。あと個人の負担を少しでも減らせるように、ということですね。

【斯波委員】商品券の発売者というか、その受け渡しは業者さんですか。

【椿原課長】商品券を販売する窓口ですか。販売する窓口は、今市内に14ヵ所ある、郵便局の窓口を考えています。市内津々浦々、郵便局の場合地域に密着してありますので。あと普段から金融機関ということで、そういう有価証券とかお金のやり取りに長けていますので。そういった部分で郵便局を利用しようかということで、今調整しているところです。浜益の果てから石狩まで全部ありますので。ただ簡易郵便局については2局あるのですけれどもできない、という形になっています。簡易郵便局の場合、個人に郵便局が委託している形になりますので。

【向田会長】国の方から何か助成金出るのですか。

【椿原課長】一応、国の予算で実施する事業ということになっています。

【斯波委員】子どもさんは今年の9月30日までに生まれたお子さんということで、発売はいつからやるのですか。

【椿原課長】発売は今考えているのは、9月の下旬ですね。

【斯波委員】9月の下旬ですか。では遅くなってから出産された方も、このサーバーに入ってくれば、大体判明するということですか。

【椿原課長】把握できます。

【斯波委員】若干のタイムラグがあるか。

【椿原課長】出生届がすぐ出てくるとは限らないので、2週間遅れるくらいまでは考えられます。そういった部分も考慮しながら、事務をしていこうという風に考えています。

【向田会長】事務はいつからするのですか。

【椿原課長】今もう既に事務は進んでいまして、例えば商品券の発注・入札とか、そういった部分はもう進めています。あとシステム関係も今、プロポーザルということで提案を募って、事業所を決定する手続きに入っていますので、今後そういった同事業者の決定とか、大変なことになります。

【植松委員】質問よろしいですか。コールセンターを庁舎3階にお作りになるということですが、オペレーターをされる方はこのために委託される方ですか。

【椿原課長】主に今想定している業務は、商品券の件について購入のご質問とか、そういった部分の相談を受ける窓口という形を考えていまして、特にその個人情報をおのオペレーターが取扱うというところまでは、今はまだ考えておりません。

【植松委員】前に郵送していただいた資料の中の実施要綱の中に、確か電話による連絡、何か不備や内容に疑義がある場合は電話により連絡し、必要な資料や説

明を求める、というところがあるのですが、それはこのオペレーターの方達がなさるのでしょうか。実施要項の３ページの一番上の項目に、「市からの当該購入対象者に対し電話により連絡し、必要な資料・説明を求める。」というところがあるのですけれど。７条。

【椿原課長】はい、市の職員が対応する形になります。

【植松委員】コールセンターのオペレーターさん達がやるのではないのですね。

【椿原課長】ないです。

【植松委員】ではコールセンターのオペレーターさん達は、何をされるのですか。

【椿原課長】このサーバーとパソコンの間でＱ＆Ａ関係の情報を管理して、同じような質問の場合はそれを検索して答えるようなイメージで、国は作成しています。

【植松委員】では完全にこの今回のプレミアム付商品券への、市民からの質問を受けるコールセンターだということですか。

【椿原課長】そうです。

【植松委員】この手続き等の中身には、ここは触れないということですか。

【椿原課長】触れないです。簡単な質問等は、個人Ａさん、Ｂさんという個人を特定しない一般的な質問等については、全部答えるような形を想定しています。

【植松委員】だとすると、電算室とつながっているのはなぜでしょうか。

【椿原課長】ここにFAQのコールセンターの、こういった場合はこういう風に答えます、という情報が業務システムサーバーの中に管理されていまして、それを参照しながら間違いなく答える、というような仕組みを想定してこれをつくっています。

【植松委員】ではこの諮問されている情報内容の部分は、このところには関係がないということでしょうか。

【椿原課長】申請受付担当という、こちらの方は職員の利用を考えていますので、これは我々の方が、もしくは臨時職員、公務員が触る端末というイメージになります。

【植松委員】質問に答えるオペレーターさんと、申請の受付担当をされた方達の部分のものは分離されているのですか。

【椿原課長】はい。それは先程の資料で説明した通り、IDとパスワードでアクセス権を変えます。それでこちらはQ&A関係のアクセス権、こちらは個人情報までいくアクセス権という形で、厳密に個人毎にIDとパスワードでアカウントを縛るという運用を今想定しております。

【村上委員】今に関連してくることかどうか分からないけれど、よろしいですか。個人情報内容ということでまず対象者絞ったり、情報内容というものが、個人情報から引き出されていますよね。その結果の一覧表みたいなものは作るのでしょうか。

【椿原課長】一覧表というか今回、非課税対象者の一覧というのは生成しようと考えています。その方々に対して申請書と、制度の概要の内容を送付させていただいて、その方々が申請しやすいように対応しようという風に考えています。

【村上委員】その段階でリストみたいなものはできますよね。「対象者」というようなもの。3階の会議室のコールセンターという部分は、そういうものができてしまえば、申請書ができたら、そのリストに対応しておこうという部分だろう、という風に判断するわけですけど。

【椿原課長】申請書が出てくるとその申請書の内容が正しいかどうか、というのはシステムの画面で審査をしていきます。

【村上委員】審査とは。

【椿原課長】審査。所得がない方にご案内はしているのですが、その後所得が発生している可能性もありますので、そういった部分を見るということです。あとは同じ世帯の中で課税者がいた場合には駄目なので、そういった部

分も含めて確認をしていく、と。

【村上委員】コールセンターの中でそれを確認する、申請が出てきた時点で審査をするのですか。

【椿原課長】申請が出てきた時点で審査をします。あくまでも非課税者の場合は申請ありきで、事務が進んでいきます。子育ての場合は該当年齢の部分については、そのまま引換券をお送りして購入することができるようにするという手続になります。

【村上委員】非課税と子育てでちょっと違ってくるのですか。

【椿原課長】違ってきます。年齢が要件になっているだけの場合は、年齢要件だけで、ご案内を差し上げる形になります。

【矢吹副会長】今の話でいわゆる質問、電話に応える部分と、この審査をするのは同じ部屋なのですか。

【椿原課長】同じ部屋になります。ただ仕切を設けた形になります。

【村上委員】度々こういう感じで個人情報を使われる機会が多いというのは、わかるような気がするのです。結果としてリストが出たりしますね。何か業務をしたような場所は、終わった時はどうなるのですか。

【椿原課長】この事業が終わったら、例えば申請書等は速やかに廃棄するように、という風に国の方からの指導が入っております。

【村上委員】これはいわゆる作成された電話番号のリストのようなものは、全部条件を外してしまうということですか。

【椿原課長】それも廃棄ですね。廃棄というか、削除です。データの場合は。

【植松委員】こういうリストができた場合に何年保管しなければならない、というような年数というのはないのですか。

【吉田主幹】購入、販売枚数ですとかそういうものは、5年間保管することになりま

すけれど、個人がどれだけ買ったかというものを残す必要はないということ
が国から示されていますので、今椿原言った通り速やかにそこは廃棄、ある
いは削除をするということになります。

【村上委員】リストによっては5年保存みたいな形で、文書なんかよく保存期間等が
あるのですけれども、それと同じということですか。

【吉田主幹】リストというか必要な情報は5年保存としますし、事業完了後に不要な
個人情報については、速やかに廃棄するということです。

【村上委員】使えないですね。時間が経過したら全然変わってくるようなことす
よね。

【椿原課長】使えないというか所有する必要がないです。この事業が完了すれば、そ
の個人情報というのは所有しているだけでリスクでしかないので、そういう
情報は速やかに削除してしまうというのが基本方針です。

【斯波委員】購入機会というのは、交付申請は郵送とそれから商工労働観光課プレミ
アム付商品券担当窓口ということなので、担当窓口 directly 申請書持って来
て、その場面で審査をして即引換券を渡すという体制ですか。

【椿原課長】1回お預かりという形になると思います。今想定しているのはその場で
受理をして、後ほど内部で審査をするという体制です。

【斯波委員】では原則郵送でやっているということですか。

【椿原課長】はい。郵送の形になります。

【植松委員】1ついいですか。発送に関しては外部の委託という、事業者を使うとい
う話でしたけれども、そこに行く情報は住所と氏名だけですか。

【椿原課長】行く情報は宛名情報のみです。

【植松委員】住所と世帯主の名前ですか。

【椿原課長】住所と世帯主の名前です。

【向田会長】諸君、いかがでしょうか。

【矢吹副会長】この情報自体、使うことには全然異論がないのですけれども、一旦申請書を受け取ってそれを審査する場所と、コールセンター、その場限りでアルバイトで採用している職員とが同じ場所で働くということは、若干情報管理という点では気に掛かるのですけれども。

【椿原課長】なるほど。その部分はファシリティ的には何らかの配慮をしようという風に考えます。実際には対応を変えるか、場所を変えるかですね。

【村上委員】イメージでは人がいっぱいいいそうな感じですけど実際にはどうですか。

【向田会長】実際には、個室みたいなところで審査をされると思われますが。

【椿原課長】実際にはこのくらいしか人は配置できません。予算的にもこの4人、2人とか、管理者1人とかになっていますけれども、この程度でやろうと思っています。

【村上委員】施錠管理という、かっちりしているのは良いのですけれど、一緒になってどうかということなのですね。

【向田会長】よろしいでしょうか。それでは課税データの目的外利用と提供に関しましてこれを認めたいと思います。確認しておきますが、先程差し替えがありましたので、諮問2の情報内容につきましては、住基番号、市町村均等割額、市町村均等割減免額、扶養該当人数、それから配偶者特別控除額、合計取得金額、以上ということで答申したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。それでは次に報告事項についてお願いします。

【森本課長】それでは報告事項につきまして、私から報告させていただきます。

お配りした資料の、平成30年度石狩市情報公開・個人情報保護制度実施状況をご覧くださいと思います。

まず左側、情報公開の方でございます。平成30年度情報公開制度、件数的には14件となっております。そのうち全部開示が7件、市長部局が6

件、教育委員会が1件となっております。右に行きまして一部開示決定は6件となっております、市長部局が5件、教育委員会1件となっております。その他、市長部局で不開示決定件数が1件ということで、トータルが14件となっております。

なお審査請求については、0件ということになっております。

続きまして右側の個人情報保護制度の関係です。開示請求は全体で5件でした。そのうち全部開示が2件、すべて市長部局となっております。一部開示決定が2件、これも市長部局となっております。その他文書の不存在が1件ということで、こちらも市長部局となっております。ちなみにこちらでは審査請求はございませんでした。

詳細につきましては別添でお配りしておりますこちらの方をご覧くださいと存じます。簡単ですけど、平成30年度の石狩市情報公開・個人情報保護制度の実施状況報告につきましては以上です。

【向田会長】ありがとうございました。この件についていかがでしょうか。質問ございましたら、どうぞ自由に。よろしいでしょうか。

【村上委員】1番のハラスメントについての、不存在ということで本当になかったということですか。

【森本課長】これについてはハラスメント要綱というのがありまして、どういう形で運用するとかそういう逐条解説的なものがあれば欲しいということだったのですが、実際に要綱しか作ってなくて、そういう逐条解説はありませんということで回答しています。

【村上委員】市としてそういうものはなかったということですか。

【森本課長】そういう逐条解説を作っていないということです。要綱に書いていますので要綱を見れば十分だということで、特段そういう逐条解説的なものは作っていないということで了解しています。

【斯波委員】同じく個人情報保護制度の関係で、不存在になっている相当古い予防接種の記録を出せという話ですけど、古いということでの不存在ですか。

【森本課長】こういう書類自体が私共に保管されていない、保存されていないということで不存在ということになっております。元々、書類自体がないのです。

【事務局】あるかないかはわからない、あったかどうかわからない。残っていないという事実しかなかったのです。

【斯波委員】新しいものはあるのですけれども、要求されたこの年度についてはわからない、という意味ですか。

【事務局】特定の年代がなかったということしかわからない。事実としてはなかったという意味です。

【斯波委員】今現在というか、直近のものはあるということですか。

【事務局】おそらくあります。

【村上委員】市になる前の町、昭和43年の前の、昭和30何年ぐらいから。

【森本課長】おそらく永年の保存ではない限りは、多分廃棄されていますし、集団予防接種ですから、永年保存のものではないと思われます。それで廃棄や探しただけで見当たらないということになります。

【向田会長】はい、その他事務局の方から何かございますか。

【森本課長】先程お配りしました諮問書について不手際がございまして、大変申し訳ございませんでした。お詫び申し上げます。

【向田会長】それでは、なければ撤収したいと思います。後日答申します。どうもありがとうございました。

議事録確定 令和元年 10 月 24 日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向田 直範 印